

| | | | |
|--|---|---------------|---------------|
| <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(権限)</p> <p>第35条 理事会は、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職 (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職 (5) 会長不在時の会長代行者の選定及び解職 (6) 名誉役員を選定及び解職 (7) 事務総長の選任及び解任 <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3. この法人の最初の代表理事は 小倉 純二 とする。 4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 田畑 博章、久保 雅喜、吉田 隆一、庄司 伸一、外山 純、岸 慎一、櫻岡 祐一、木内 敏之、室井 和比古、牛久保 勇、横山 謙三、中臺 由紀夫、上野 二一、本木 幹雄、渡邊 玉彦、平林 正光、渡辺 滋、貫江 和夫、荒川 剛、永棹 稔、高田 稔、越山 彰、 | <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(権限)</p> <p>第35条 理事会は、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職 (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職 (5) 会長代行者の選定及び解職 (6) 名誉役員を選定及び解職 (7) 事務総長の選任及び解任 <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3. この法人の最初の代表理事は 小倉 純二 とする。 4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 田畑 博章、久保 雅喜、吉田 隆一、庄司 伸一、外山 純、岸 慎一、櫻岡 祐一、木内 敏之、室井 和比古、牛久保 勇、横山 謙三、中臺 由紀夫、上野 二一、本木 幹雄、渡邊 玉彦、平林 正光、渡辺 滋、貫江 和夫、荒川 剛、永棹 稔、高田 稔、越山 彰、 | <p>記載の適正化</p> | <p>2016/3</p> |
|--|---|---------------|---------------|

| | | | |
|--|--|-------------|------------------------|
| <p>桑名 聰、森 進一、松田 保、村山 義彰、山野 喜弘、 中桐 敏男、喜田 秀夫、中村 源和、池田 洋二、金築 弘、木村 孝行、白井 孝司、天久 弘、山下 憲一、逢坂 利夫、兵頭 龍哉、 秋森 学、井上 辰馬、浪瀬 隆一、造酒 星市、北岡 長生、大場 俊二、櫻田 公一、長嶺 一夫、上地 義徳</p> <p>〔改 正〕</p> <p>2012年6月24日（2013年4月1日施行） 2014年3月29日 2015年3月29日</p> | <p>桑名 聰、森 進一、松田 保、村山 義彰、山野 喜弘、 中桐 俊男、喜田 秀夫、中村 源和、池田 洋二、金築 弘、木村 孝行、白井 孝司、天久 弘、山下 憲一、逢坂 利夫、兵頭 龍哉、 秋森 学、井上 辰馬、浪瀬 隆一、造酒 星市、北岡 長生、大場 俊二、櫻田 公一、長嶺 一夫、上地 義徳</p> <p>〔改 正〕</p> <p>2012年6月24日（2013年4月1日施行） 2014年3月29日 2015年3月29日</p> | <p>誤記訂正</p> | <p>2015/3 /29</p> |
|--|--|-------------|------------------------|